

埋水没物件の作業利潤について

〔昭和 29 年 3 月 23 日〕
蔵 管 第 1056 号

大蔵省管財局長から各財務局長宛

埋水没物件の処理については、従来発掘、引揚物件の時価より作業費を控除して、売払をなしているが、今後作業費を算定する場合の作業利潤については、当該作業費の 10%の範囲内において、これを認めることができることとしたから、了知されたい。

なお、作業費は作業に直接必要な費用に限定し、下記の項目により算定することとされたい。

記

- 1 発掘作業人夫賃及び用具損耗料等
- 2 引揚作業人夫賃及び用具損耗料等
- 3 作業船傭船料
- 4 鋼屑切断費(人夫賃、用具損耗料、カーバイト、酸素代等)
- 5 銑屑破碎費(人夫賃、用具損耗料等)
- 6 水 洗 費(")
- 7 運 搬 費(横持ち、もしくは看貫、集積等)
- 8 看 貫 料(人夫賃、看貫使用料等)
- 9 電 力 料
- 10 通信連絡費(事務用物品消耗代を含む)
- 11 選 別 費(人夫賃、用具損耗料等)
- 12 整 地 費(")
- 13 積 込 費(")